

《 新潟市立金津中学校いじめ防止基本方針 》

1 はじめに

「新潟市いじめ防止等のための基本方針」を受け、「いじめは、どの子どもにも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、子どもたちが、互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む」という基本理念に基づき、学校、地域、関係機関と連携を図りながら、学校、地域全体で、いじめの防止に取り組み、誰もが安心して、安全に学校生活を送ることができる学校づくりを目指す。

2 いじめの定義等

(1) いじめの定義

「いじめ」とは児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義より、次の4つの要件にあてはまる場合にいじめと判断する。

- ① 加害者・被害者とも児童生徒である。
- ② 加害者と被害者が、※1一定の人間関係にある。
- ③ 加害者が被害者に心理的又は物理的な影響を与える行為を行っている。
- ④ 被害者が心身の苦痛を感じている。

※1 「一定の人間関係」とは、学校内の関係のみでなく、塾やスポーツクラブ等学校外において何らかの関係がある場合も含む。

(2) いじめの態様

「心理的又は物理的な影響を与える行為」にあたる具体的な態様には以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(3) 心身の苦痛の看取り

「心身の苦痛を感じている」か否かについては、行為を受けていても本人が否定する場合などもあるので、本人の表面的な態度や言葉だけで要件にあてはまらないと解釈することがないように努める必要がある。

「けんか」についてはいじめとしては扱わないが、けんかのように見えても対等な関係でない場合などはいじめと捉えるべきである。

3 いじめの防止等のための取組

(1) いじめの未然防止について

- ①全職員で「一致しながら、違うことをする」生徒指導を心がける。

金津中の生徒に求める生徒像は全職員で一致させる。その生徒に対する指導・支援の方法は職員によって違ってよい。それぞれの得意分野、立場などを尊重し、お互いの指導を尊重する。職員は一枚岩でありながらも、程度や質の異なったアプローチをお互いに認めていく。

- ②「報告・連絡・相談・記録」の徹底を図る。

生徒指導の事案が発生した時の報告・連絡・相談・記録を確実にいき、即時対応を心がける。

- ③対処療法的な生徒指導ではなく、積極的・予防的な生徒指導を心がける。

問題が起こらないことによしとするのではなく、問題が起こりにくい雰囲気や土壌、生徒同士・生徒と職員のより良い人間関係を醸成する。

- ④「いじめ」「暴力」「器物破損」は、絶対に許さない。

年度始めから、「いじめ」「暴力」「器物破損」を厳しく指導する。特にいじめに関しては、あらゆる情報を共有しながら、多面的に指導する。

- ⑤いじめを生まない土壌を推進する。

ア 分かる授業、できる授業を目指し、「新潟市の授業づくり」「ユニバーサルデザインラーニング」「主体的・共同的で対話的な深い学び」のある授業の展開に努める。具体的には、教科指導においては、学習規律の徹底や他への賞賛等に努め、授業作りと生徒指導の一体化を図る。

イ 生徒一人ひとりを大切にしたい自己有用感もてる教育活動を意図的に設定し、学級活動をはじめ、学年活動、部活動等の特別活動の展開に努め、信頼関係の確立(学級経営の充実)を図り、職員と生徒及び生徒同士の信頼関係を築き、生徒とともに活動することを心がける。また、生活ノートなどを活用し、日常の生徒理解を心がける。

ウ 校種間・学校間及び地域と連携した教育活動を意図的に設定し、人的交流を通じた良好な人間関係づくりを構築するように努める(小中合同あいさつ運動等)。また、総合学習や部活動で地域の人材との交流活動を展開する。

エ 安心・安全に学校生活が展開できるよう、ボランティアを募集した生徒による「いじめ防止見守隊」を組織し、潤いのある学校生活が展開できるようにする。

オ 教職員の言動は、生徒にとって最大の教育的環境であることを忘れず、乱暴な言動、あだ名で呼び合うなどの環境が、いじめの遠因になることを理解する。

- ⑥教育相談の充実

校内における定期的な教育相談週間とチャンス相談を生かし、生徒理解に努めると共に日常的な相談活動を行い生徒の状況をこまめに把握するようにする。また、家庭との連携を図り、生徒の状況を把握するようにする。

- ⑦関係機関との連携

教育委員会を始めとする各学校、金津コミュニティ協議会、金津青少年健全育成会、民生児童委員、サポートチーム等と連携し、あらゆる機会に情報を共有し、学校の指導体制の理解や生徒状況を報告するなどし、実態把握とともに支援を仰ぐようにする。

- ⑧校内指導体制の充実

ア 生徒理解研修、運営委員会・職員会議において教職員全員で情報交換をし、共通理解の下に共通実践できるようにする。また、定期的な「いじめ不登校対策委員会

(校内委員会)」を開催し、指導体制を協議・確認していじめの発生を抑える。

イ Q-U調査を年2回実施して、生徒の状況の変化について実態把握に努めると共に、支援を要する生徒の確認と対策を協議し、適切な支援ができるようにする。また一小一中の学区であることから小学校との交流研修会を実施して、適正な支援の方法を探り実践していく。

ウ いじめ調査(アンケート 資料参照)を毎月一回行い、生徒がいじめへの認識を深めさせると共に複数の職員で内容を吟味し、教職員でいじめの傾向を確認して、適切な支援ができるようにしていく。

⑨ ネット(SNS)上の未然防止

インターネットの正しい使い方や危険性と言った情報モラルの指導、啓発を生徒、保護者、職員を対象に行う。

(2) いじめへの対応について

① 迅速かつ正確に事態を把握し、今後の指導体制を教職員全員で共有し、実践していく。双方の生徒に心のケアを図る。

① いじめられた生徒

いじめを受けたとされる生徒には、特定の教員だけが抱え込むことなく組織で対応する。当該の生徒には、信頼できる教員が親身になって最後まで守るという姿勢で対応する。また当該生徒の保護者に対し、事実報告と指導経過、進捗状況、方針等誠意をもって丁寧に説明する。

② いじめたとされる生徒

安易な謝罪で済ますことなく、相手の心の痛みを理解させ、今後の生活の仕方を支援する。必要に応じて関係機関と連携し適切な支援を行う。また、いじめたとされる生徒と判断したときには、いじめに至る背景をできる限り探り、当該生徒に対して適切な支援を行う。

③ 周囲や全校生徒

いじめの事象について自分の問題として捉えさせ、いじめの傍観者にならないようにするとともに一歩踏み出す勇気をもって対応できるように支援する。また、いじめは許されない行為であって、あってはならないことを機会をとらえて説明しいじめが起こりにくい雰囲気をつくる。

④ ネット上のいじめ

ネット上のいじめは見えにくい性質があるので、家庭との連携、専門機関との連携を図りながら問題解決に努力する。

(3) いじめ解消の判断について

表面上いじめとしての行為が見られなくなっても、安易にいじめが解消したと捉えない。「一定程度の解消」と捉えて関係生徒や集団への指導、見守りを継続的(3ヶ月程度を目安に)に行う。

4 重大事態発生の対処について

(1) 重大事態の対処の基本方針

いじめは決して許されない行為である。重大事態が発生した場合は、新潟市教育委員会の指導の下、いじめを受けたとされる生徒の心身の安全・安定の確保を最優先に取り組む。また事実を徹底的に解明し、対処する。

(2) 重大事態とは

① 生徒が自殺を企図した場合

② 身体に重大な障害を負った場合

- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発症した場合
- ⑤当該生徒が相当の期間（年間 30 間）学校を欠席することを余儀無くされている疑いがある場合

（3）重大事態が発生した場合

- ①重大事態に係わる情報を迅速に収集、整理し、いじめの概要を把握するとともにその概要を速やかに教育委員会に報告し、指導を仰ぐ。
 - ア いじめを受けた生徒からの聞き取りが可能な場合は、ていねいに聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対してアンケートや聴き取り調査を行う。
 - イ いじめを受けた生徒から聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望、意見を十分に聴取し、迅速に当該生徒の保護者に今後の調査について協議し、適切な方法で調査を実施する。
- ②生徒の生命、身体又は財産を侵害されるおそれのあるときには、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ③自殺につながる可能性がある場合は、「TALK の原則」（Tell；心配していることを伝える）（Ask；自殺願望について尋ねる）（Listen；気持ちを傾聴する）（Keep safe；安全確保）に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の 3 つの柱で、チームによる長期のケアを行う。

5 組織

（1）校内組織

①職員組織

- 設置名 「いじめ対策委員会（校内委員会）」
- 構成員 校長、教頭、生徒指導主事、いじめ不登校担当、特別支援コーディネータ、保健主事、学年主任（スクールカウンセラー）
- 開催数 週 1 回を原則とする。
- 内 容
 - ① 未然防止プログラム
 - ② いじめアンケート実施
 - ③ いじめ発生時の対策検討
 - ④ 関係諸機関・医療機関・特別支援推進委員会との連絡調整
 - ⑤ スクールカウンセラーとの連絡調整

②生徒組織

- 設置名 「いじめ防止見守隊」
- 構成員 ボランティアで組織された複数生徒
- 開催数 毎日の昼休み

（2）中学校区組織

- 設置名 「金津中学校区いじめ防止連絡協議会」
- 構成員 金津中学校 校長、教頭、生徒指導主事、三和会長（PTA）（4）
 金津小学校 校長、教頭、生活指導主任 PTA 会長（4）
 金津コミュニティ会長（1）
 金津ブロック健全育成協議会長（1）
 主任民生児童委員（2）
 街頭育成員・サポートチーム代表（1） 計 13 名
- 開催数 年 1 回を定例とし、重大事態が発生した場合必要に応じて開催する

6 いじめ防止のための活動予定

月	相談・調査等	その他
4月	欠席調査 いじめ調査	生徒の情報交換（年度初めの職員会議） いじめ防止プログラム開始 いじめ防止委員会立ち上げ
5月	Q-U実施（1回目） 教育相談アンケート 教育相談（全員対象）	秋葉区教育相談室学校訪問〔前期〕（不登校生徒担任） 金津中学校区いじめ防止連絡協議会 個別支援シート作成（学級担任）
6月	教育相談（Q-Uの結果により 必要な生徒）	
7月	いじめ防止集会	いじめ防止集会実施（生徒会総務、学年委員会で企画・実施） 前期保護者会
8月		Q-U研修会（1回目の結果を基に） 地域懇談会
9月		
10月		秋葉区教育相談室学校訪問〔後期〕（不登校生徒担任）
11月	Q-U実施（2回目）、分析 教育相談アンケート 教育相談（担任指名＋希望生徒）	
12月	Q-U結果返却 教育相談（Q-Uの結果で必要な生徒）	個別支援シートの見直し（学級担任） 後期保護者会 三者面談（3年）
1月		
2月		
3月	教育相談（必要な生徒）	
通年	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ調査（アンケート）・・・毎月月末に実施 ・いじめ対策委員会（校内委員会）・・・毎週1回開催 ・体罰調査（市教育委員会）・・・年1回 	

いじめ情報についての流れ (対応フロー図)

